

地域一体となった交通空白解消に向けた体制強化支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

吉野町（以下、「本町」という）では、路線定期運行バス、デマンドバス、南部地域連携コミュニティバス（R169 ゆうゆうバス）及びスクールバスを運行しているほか、高齢者や障がい者を対象としたタクシーチケットを配布するなど、町民のあらゆる移動に対する支援策を実施している。

令和7年度、本町が実施した「交通空白解消に向けた移動ニーズ調査」結果では、地区ごとに生活圏や移動の困りごとが異なるなど、町民の多様化している移動実態が示された。さらに、本町を訪れる観光客等にとって、町内に点在する観光スポットや施設等を周遊するための移動手段が限られている点についても課題となっている。しかしながら、運転手不足など、地域における移動サービスの供給体制が十分ではなく、公共交通の質・量ともに十分に確保できているとはいえない現状にある。

これらの課題を解決していくためには、交通サービスの供給面において、行政や交通事業者等のリソースが限られる中で、行政が司令塔として機能しつつ、新たな担い手・組織を発掘、育成していくことが重要である。

こうした中、本業務では、町民及び本町を訪れる観光客等の移動ニーズに応えるため、既存の公共交通等を補完する役割として、地域や事業者等が主体的に地域公共交通のあり方を検討し、実践できる新たな体制整備を支援するものである。

この要領は、支援業者を選定するための公募型プロポーザル募集について、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

- (1) 業務の名称 地域一体となった交通空白解消に向けた体制強化支援業務
- (2) 業務期間 契約締結日から令和9年1月31日
- (3) 業務の内容 ①組織立ち上げ期支援
②人材の掘り起こし、運営体制の整備
③本格運行を見据えた実証運行計画の策定
④報告書等の作成・提出
- (4) 予算額 4,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする

3. 実施形式 公募型

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者（提案者になろうとする者）は、次の各事項に

掲げるすべての要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第2号に規定する暴力団に該当しないこと。

(5) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(6) 令和3年4月以降(過去5年間)に地域公共交通に関する調査業務等の実績を有し、本委託業務を適切に履行できる者。

5. スケジュール

実施要領等配布	令和8年5月12日(火)～令和8年5月22日(金)
質問の受付期間	令和8年5月12日(火)～令和8年5月19日(火)
質問の回答	令和8年5月21日(木) ※HPにて公表
参加申込の受付期間	令和8年5月25日(月) ※午後5時まで
企画提案書の受付期間	令和8年5月25日(月)～令和8年5月29日(金)
結果の公表	令和8年6月3日(水) 予定
契約手続き	令和8年6月下旬予定

6. 質疑・応答

(1) 提出方法 別添の質問書(様式3)により、電子メールにて提出すること。

※ 必ず電話等で送信した旨伝え、担当課において着信したことを確認してください。

※ 電話、口頭またはファクシミリによる質問は受け付けません。

(2) 期限 令和8年5月19日(火) 午後5時00分まで(必着)

(3) 提出先 吉野町役場 町長公室

koushitsu@town.yoshino.lg.jp

(4) 回答方法 町ホームページにて公開

7. 参加申込手続

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び吉野町契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出してください。

ア 参加申込書(様式1) 1部

イ 類似業務受注実績（様式2） 1部

ウ 会社概要（パンフレット等） 6部

(2) 提出期間

令和8年5月12日（火）～令和8年5月25日（月）

※ 持参の場合は開庁日の午前9時から午後5時の間とする。

(3) 提出期限

令和8年5月25日（月）午後5時まで（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付けます。

郵便事故等については提出者のリスク負担とします。

(5) 提出先

「13. 問い合わせ先及び提出先」へ提出

8. 企画提案書

(1) 提出書類

ア 企画提案書 正本1部 副本5部

イ 価格見積書 正本1部 副本5部（任意様式）

(2) 提出期間

令和8年5月25日（月）～令和8年5月29日（金）

※ 持参の場合は開庁日の午前9時から午後5時の間とする。

(3) 提出期限

令和8年5月29日（金）午後5時まで（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付けます。

郵便事故等については提出者のリスク負担とします。

(5) 提出先

「13. 問い合わせ先及び提出先」へ提出

(6) 企画提案書の様式等

ア 企画提案書はA4判カラー印刷（A3判の折り込み可）とし、両面印刷とすること。

イ 企画提案書は目次及びページ番号をつけること。なお、ページ数に制限は定めない。

ウ 企画提案書の末尾に、業務実施体制及び業務工程表を記載すること。

エ 企画提案の趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記載すること。

オ 業務の内容①～④それぞれについて企画提案し、見積書の項目内容と整合すること。

カ 企画提案書の内容については、提案上限額以内で履行可能な内容であること。

(7) 留意事項

ア 企画提案は、1 件とする。

イ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

ウ 提出した書類の提出期限後の追加・変更は認めない。ただし、脱漏又は不明確な表示があった場合等において本町が認めた場合はこの限りではない。

エ 提出書類は返却しない。

9. 評価方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル選定委員会が評価します。

(1) 評価方法

提出された企画提案書等について、下記「(2) 選考評価基準」に基づき評価・採点し、総評価点が最も高い参加者を委託事業者として選定します。ただし、最も高い点数であっても、基準点に満たない場合は、選定の対象としません。また、次点候補者も併せて選定します。順位付けができない場合は、委員会で協議の上、順位付けを行うものとします。

(2) 選考審査基準

審査項目	審査事項	得点算出方法		配点比
整合性・網羅性	提案内容は、仕様書に記載の内容について、必要な業務内容を網羅しているか。	【5段階評価】 5：非常に優れている 4：優れている 3：普通 2：やや劣る 1：劣る	×4	20点
実施体制	適切な業務が提供できる体制がとられ、また、必要な知識・経験を有しているか。		×2	10点
業務実施・支援内容 (①組織立ち上げ期支援)	町内地区ごとの課題に応じた事例収集が可能か、先進事例において課題解決をどのように図ったかなど、具体性のある勉強会の企画となっているか。 地区ごとのニーズに応じた移動サービスの供給体制や手法の検討、課題及び対応策の洗い出しの手法は効果的かつ具体的か、検討プロセスは妥当か。 飲食・宿泊施設や運送事業者等の施設送迎事業者等の提供サービスの		×4	20点

	整理、連携に向けた具体的な業務設計がなされているか。			
業務実施・支援内容 (②人材の掘り起こし、運営体制の整備)	運営可能な体制整備に係る人材の掘り起こし、人材育成講習の企画内容は効果的かつ具体的か。 運営にあたっての課題及びリスクを洗い出し、具体的な解消手法を導き出す提案となっているか。 運行管理、予約手法の検討方法が、具体的に示されているか。過去の実績等に基づき、個別・独自の課題に対応した検討手法が示されているか。		× 3	15点
業務実施・支援内容 (③本格運行を見据えた実証運行計画の策定)	仕様書に示す実証運行計画に盛り込むべき内容が網羅されているか。 上記②③の業務内容を踏まえて、解決すべき課題への対応策を反映する内容となっているか、または、解決可能なノウハウや実績を有しているか。		× 3	15点
実施スケジュール	業務を遂行するために適正な工程が設定されているか。		× 1	5点
業務実績	都道府県や地方自治体での類似事例の経験等により、業務を効果的に遂行するために十分な実績を有しているか。		× 2	10点
積算の妥当性	見積書の金額が妥当なものであるか。		× 1	5点

※ 最も高い点数であっても、選定員の平均点で総得点66点以上の要件を満たさない場合は、選定の対象となりません。

10. 審査結果

- (1) 通知結果 プロポーザルを提出した全ての申請者に文書にて通知します。
- (2) 通知時期 令和8年6月3日(水)(予定)

1 1. 情報公開及び提供

町は、提案者から提出された企画提案書等について、吉野町情報公開条例（平成 11 年吉野町条例第 27 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとし、ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。

1 2. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とします。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を吉野町に請求することはできません。

(3) 参加辞退の場合

参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式は任意）を担当課あてに提出してください。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積上限額が設定された場合に、参考見積書の金額が見積上限額を超過したとき

キ 提案審査において最低基準点が設定された場合に、その最低基準点を評価点が下回ったとき

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、町が必要と認める場合には、町は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

(6) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異

議を申し立てることはできません。

1 3 . 問 い 合 わ せ 先 及 び 提 出 先

吉野町役場 町長公室 担当者 紙西

〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町上市 80-1

電話番号 0746-32-3081

F A X 番号 0746-32-8855

E - m a i l koushitsu@town.yoshino.lg.jp